

平成 25 年 臨時（第 3 回）大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成 25 年 3 月 26 日（火）

午後 4 時 02 分～午後 4 時 57 分

2. 場 所 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室

3. 出席委員 一番委員 角山 光邦

二番委員 大久保 真理子

三番委員 高橋 英子

四番委員 足立 一馬

五番委員 小林 達也

4. 出席事務局職員

教育部長 玉衛 隆見 教育部教育監 原 一美

教育部参事 菅 章 次長兼教育総務課長 房前 武男

次長兼教育企画課長 奈須 寿郎 次長兼教育指導課長 江藤 郁

次長兼学校施設課長 渡邊 末己 次長兼人権・同和教育課長 藤澤 淳一

次長兼生涯学習課長 藤澤 修 スポーツ・健康教育課長 秦 希明

青少年課 有馬 徹 文化財課長 福田 誠

美術振興課長 増田 真由美 教育総務課参事 齊藤 龍伸

5. 書記

教育総務課主査 足立 秀雄 教育総務課主任 谷矢 啓良

6. 傍聴人 6 名

7. 議 題

(1) 議案審議

（教議第 14 号）教育委員会職員の人事異動について

（教議第 15 号）大分市立学校管理規則の一部改正について

（教議第 16 号）公有財産の所管換について

（教議第 17 号）大分市立温水プール管理条例施行規則の一部改正について

（教議第 18 号）大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

- ①中学校部活動外部指導者の報道について
- ②大分市立小中学校適正配置基本計画について
- ③幼稚園教諭の事務従事について
- ④大分市伝統文化調査報告書の刊行について

8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成25年臨時（第3回）大分市教育委員会を開会いたします。 （午後4時2分開会）

委員長 会議に先立ち署名委員を1番委員、5番委員にお願いします。
それでは、議案審議に入ります。教議第14号「教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

委員 委員長、教議第14号を審議するにあたり、発議があります。

委員長 許可します。

委員 教議第14号につきましては、人事に関する案件でありますので、審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長 ただいま、委員から教議第14号の審議を秘密会とするとの発議が出されました。が、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 （挙手）

委員長 全委員賛成と認め、教議第14号の議案の審議は秘密会とします。
(審議の結果、教議第14号「教育委員会職員の人事異動について」は、原案のとおり決定する。)

委員長 それでは次に、教議第15号「大分市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第15号「大分市立学校管理規則の一部改正について」ご説
教育指導課長 明申し上げます。

学校管理規則の第12条の2、現行では、「教務主任、研究主任、

学年主任及び保健主事は、当該学校の校長が命じ、毎年4月末までに教育委員会に報告しなければならない」となっておりますが、主任制をより機能させるために、改正後として「あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が命じる」としたいと考えております。

学校主事及び給食調理員については、正規職員の減少による行政サービスの低下を防ぐため、業務運営方式の見直しを行う中で、主査及び専門員という係長級の職員を配置することで対応しようとするものでございます。

第14条の7で企画委員会を設置する条を設けております。多くの学校におきまして、校務に関する企画立案および連絡調整を行う任意の組織として企画委員会が設置されているところでございますが、学校が校長のリーダーシップのもと、教育目標の達成に向けて、組織的・機動的に運営されるよう企画委員会を制度化しようとするものでございます。企画委員会は校長を補助する機関として校務に関する事項を担うこととなり、構成員につきましては、校長、教頭、教務主任、学年主任その他校長が必要と認める者とするという内容でございます。

職員会議につきましては、現行では「職員会議を置く」となっておりますが、職員会議は校長の補助機関として、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題の対応・方策について共通理解を深めるとともに、児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、教職員間の意思疎通や情報共有を図るうえで重要な意義を有するものであります。しかしながら、一部において校長と教職員の意見や考え方の相違により、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営が見受けられることがございます。そこで、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議が学校教育法の施行規則によります職員会議を「置くことができる」と改正しようとするものでございます。

以上でございます。

- 委員長 ご質問などありませんか。
- 委員長 他に質問がなければ私から質問させていただきます。専門員さんというのは、給食調理員さんの役職になるということでしょうか。
- 次長兼 教育総務課長 これまで、学校主事と給食調理員には係長級がございませんでした
たが、今回新たに主査と専門員を係長級として位置づけをして、各学校の指導的立場をとる役割をもたせるものでございます。
- 委員長 他にご質問はございませんか。
- 全委員 (なしとの声)
- 委員長 それでは採決いたします。教議第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全委員 (異議なしとの声)
- 委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
- 委員長 それでは次に、教議第16号「公有財産の所管換について」を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 次長兼 教議第16号「公有財産の所管換について」ご説明申し上げます。
- 学校施設課長 本件は、丹生幼稚園の廃園に伴い、園舎等を児童育成クラブの建物として、平成25年4月1日付で子育て支援課へ所管換いたしましたく、ご決定をいただこうとするものでございます。
- 以上でございます。
- 委員長 ご質問などありませんか。
- 全委員 (なしとの声)
- 委員長 それでは採決いたします。教議第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全委員 (異議なしとの声)
- 委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
- 委員長 それでは次に、教議第17号「大分市立温水プール管理条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。

スポーツ・ 健康教育課長 教議第17号「大分市営温水プール管理条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

市内の屋内プールは、市営温水プールと南大分プールの2施設となっており、両施設とも月曜日が休業日でありましたことから、利用者からの要望により平成22年4月より試行的に、指定管理者が運営する市営温水プールについては毎週火曜日を休業日として運営を行っておりました。

毎週火曜日の休業日が定着し、利用者からも好意的な意見が多いことから、大分市営温水プールの休業日を現行の月曜日から火曜日に変更いたしましたく、改正しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 他に質問がなければ私から質問させていただきます。現行は、南大分プールも温水プールも月曜日がお休みだったということでしょうか。

スポーツ・ 健康教育課長 現行は、両施設とも月曜日が休業日でありましたが、利用者から休業日をずらして、毎日泳げるようにしてほしいという要望がございましたことから、試行的に温水プールにおいて火曜日を休業日として運営しておりましたところ、利用者にも好評でありましたことから、正式に温水プールの休業日を火曜日に変更しようとするものでございます。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第18号「大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

文化財課長

教議第18号「大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、平成24年11月の本委員会及び平成24年12月第4回市議会定例会でご決定いただいた歴史資料館条例の一部改正に伴うものでございます。

具体的には、条例で歴史資料館の分館に位置付けをいたしました、大分市埋蔵文化財保存活用センターに体験講座室を設置するため、それにかかる所要の改正を行おうとするものでございます。

また、これまで、休日の翌日が土曜日に当たる場合は、規則上は休館日になっておりましたが、必要に応じて開館しておりましたことから、今回の改正に合わせ、規定の整備をするものでございます。

なお、この件につきましては、本委員会でご決定いただいた上は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員長

他に質問がなければ私から質問させていただきます。講座室の使用料の減免申請は、学校が使いたい場合に申請ができるのでしょうか。

文化財課長

学校が講座室を利用する場合の多くは、歴史資料館からの働きかけで、子ども達の体験活動の一貫として講座室を利用してもらっているところですが、この場合については、学校から使用料は頂いておりません。逆に、教育委員会や学校から講座室の使用の依頼がある場合については、一定の基準に従って減免の措置をとることになります。なお、一般の個人や団体が講座室を使用したい場合は有料とさせて頂いております。

委員長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは採決いたします。教議第18号は原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

スポーツ・ 報告事項 1 点目「中学校部活動外部指導者の報道について」ご報
健康教育課長 告申し上げます。

今回の報道に至った経過でございますが、昨年の4月27日、教育委員会スポーツ・健康教育課の方に、市内中学校剣道部のある保護者から電話で、外部指導者による体罰行為についての相談がありました。外部指導者とは、教職員以外の一般の方で、基本的にボランティアとして、仕事の合間に部活動の技術指導を手伝っていただいている指導者のことです。

さらに、5月1日、同じ保護者が、練習試合での体罰、暴力行為が写った映像を持って来庁されました。本課では、これまでの状況を詳しく聞き取るとともに、映像を確認し、その行為が許されない体罰行為であると判断するとともに、来庁した保護者からは、外部指導者の処罰を求めるのではなく、やめてもらうことで、生徒が好きな剣道が続けられる環境を作つてもらいたい旨の申し出を受けました。

翌日の5月2日に、本課から担当の職員2名が中学校に赴き、校長と事実確認を行うとともに、DVDの映像を確認してもらい、教育的配慮のない当該外部指導者の指導では生徒に悪影響を及ぼすので、剣道部の指導から退いてもらうよう校長から直接伝えるよう指導致しました。

同日の夕方、校長から本課に連絡が入り、当該外部指導者と会い、退いてもらうことを了承してもらったとの報告を受けました。

その後、外部指導者は一切、部活動に関わっておりません。

本課と校長とは、生徒の様子や保護者会の動きについても、しばらく静観し、何かあれば指導に入ることを確認しておりましたが、

その後、心配されることもなく、健全な部活動運営が行われており、事態は落ち着いたものと判断しております。

しかしながら、本年1月に大阪市の桜ノ宮高校の体罰事件が発覚の後、本件の証拠となった映像が出回るようになり、この映像が大分市の公立中学校での出来事であることが報道機関の知るところとなり、今回の一連の報道となったところであります。

こうした事態のなか、まずは今回の反省点をしっかりと整理するとともに、年度内に市内の外部指導者の体罰事例についての緊急調査を行なうこととし、昨日、市内27校の中学校長宛、通知をしたところでございます。

この調査結果をしっかりと取りまとめた後は、教育委員の皆様にはご報告申し上げますので、調査結果を検証するうえで、ぜひ貴重なご意見をいただきたいと思っております。

また今後は、この検証結果をもとに、外部指導者の委嘱や指導のあり方、また問題が発生した際の対応や処遇等について、国が現在、体罰に絡めて部活動指導のガイドラインを策定する方針であり、このことを踏まえ、大分県教育委員会と十分に協議をしながら、一定のルールづくりを行なってまいりたいと考えております。

その経過につきましては、隨時、教育委員会に報告申し上げ、ご意見をいただきながら、ガイドラインを含め、ルールづくりを進めてまいりたいと考えております。

さらに、学校現場におきましては、校長、顧問はもちろん、他の教職員や保護者も含め、体罰についての共通認識を持ってもらい、些細な事例も見逃さず、速やかな報告と対応がとれる体制づくりについて指導を行ない、再発防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後になりましたが、委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆さんに、多大なご心痛とご迷惑をお掛けした事を、心よりお詫び申し上げます。

報告は、以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 外部指導者の実態とか数はどうなっているのでしょうか。

スポーツ・
健康教育課長 市内の中学校には部活動が 419 クラブがございまして、中学生 12,972 名のうち、全体の 63% にあたる 8,235 名が活動をしております。顧問につきましては、校長、教頭、養護教諭等を除く 799 名のうち、約 72% にあたる 575 名の教職員が顧問になっております。そこで外部指導者でありますが、中体連に登録している人数は 223 名でございますが、登録していない指導者が 20 ~ 30 名いらっしゃいますことから、本課では 250 名程度の外部指導者が指導しているという認識でございます。

委員 外部指導者は学校との関係でどういう立場にあるのでしょうか。

また、これまで問題になったケースはなかったのでしょうか。

スポーツ・
健康教育課長 外部指導者の依頼は、学校現場で、校長が判断して依頼をしております。子どもさんが部活動の延長で指導してもらう場合や地区の体育協会の方など指導のできる方を現場で依頼している状況です。強いクラブほど勝利至上主義になる傾向があり、保護者の中にはそういういた厳しい指導を期待している面もあるようで、指導に熱が入る場合もございますが、今回のような大きな事例はありません。顧問の先生も経験のない部活動の顧問に就く場合もあり、自分で指導できる技術を持っていないという現状があり、外部指導者に言いつらい面もあるようです。外部指導者もボランティアとして関わって頂いていますし、報酬も父兄から交通費程度しかもらっていないという現状でございます。

委員 報道された映像を見ますと、あまりにも品格がないように思いました。時代が変わって、子どもさんの育ち方も変わってきていると思いますので、あの指導では、ついてこれないお子さんがたくさん出てくると思います。厳しい指導を求めているお子さんもいるでしょうから、その辺のバランスは取りづらいのかかもしれません、今

のスポーツ界を見ていますと、トップクラスになればなるほど、指導法は変わってきてていると思います。昔は、うさぎ飛びとかさせていたのが、今は必要なくなって、筋トレとかいろんなことを取り入れていると思いますが、練習の中で鍛えていくという基本をそれてくると、今の時代には合わなくなると思うので、そういった指導法を文科省が徹底して、指導者も勉強してもらわないと難しいと思います。

委員長 子どもさんの様子は、現在はどんな状況でしょうか。

スポーツ・
健康教育課長 当時は、精神的なショックが大きい生徒さんもいらっしゃいましたが、辞めて頂いた後は、落ち着いております。しかしながら、最近の報道でまたフィードバックして、精神的なケアが必要な状況が出てきます。

委員 親も子どもに手をあげたことがないという時代に、暴力や体罰で指導するというのは許されないことだと思います。親がどこまでの指導を子どもに求めているかというのは親によって様々だと思いますので、厳しい指導を許せる保護者と許せない保護者がいると思います。指導方法については、保護者と子どもと指導者でよく話し合って、みんなが納得した上で、指導方法や指導者を選べたらいいのではないかと思います。

スポーツ・
健康教育課長 部活動は、教育活動の一環ですので、暴力はいけないことだということを訴えていきたいと思いますし、体罰に関して共通認識を持って、指導者、顧問、保護者も含めて、気がつけばすぐに対応できるようにしなければいけないと考えています。子どもを守ることが第一ですので、周りが気付いたらすぐに対応できる体制を作っていくなければならないと思います。

委員長 子どものことを考えたときに、子ども自身が自分の心や身体を鍛えようと思わないかぎり、周りが厳しく指導しても自分のものにならないと思います。震災のことを考えたときに、「鍛える」ということは必要だと思います。スポーツが子どもの生活に大きな意義をも

つというのはあると思いますので、やらされてやるのではなくて、自分からもっとこうなりたいとかいう気持ちを持てるような指導が必要だと思います。これから先、子どもたちにとっていい方向にいくように進めていただきたいと思います。

スポーツ・健康教育課長 今回の調査結果を十分に検証し、外部指導者に対するガイドライン等がございませんので、県教委とも協議をしながら、一定のルールづくりを作っていくたいと考えております。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 教育企画課長 報告事項 2 点目「大分市立小中学校適正配置基本計画について」
ご報告申し上げます。

去る 3 月 4 日に第 6 回碩田中学校区適正配置地域協議会を開催いたしました。

概要につきましては、「地域協議会だより第 6 号」ご覧ください。

会議は、まず事務局より協議スケジュール案についての説明を行い、目安として第 15 回までに協議を取りまとめる日程が確認され、協議事項では、新校舎の位置を念頭に置きながら、小中一貫教育、防災など、5つの項目について協議することが確認されました。

また、新校舎の位置を比較検討するための観点案につきましては、20 ページをご覧ください。委員からは、「観点に対して校区としてどういう考え方が出せるか非常に難しい」、「児童生徒の安全性を考慮し、早く結論を出して、少しでも早く工事に入ることが大切だ」などの意見が交わされました。主な協議内容は、協議だより 17 ページに掲載しております。

第 6 回地域協議会の委員の出席者は 37 名、傍聴者は 14 名でございました。

日時は前後しますが、2 月 28 日に協議会委員 16 名、事務局職員 5 名で、福岡市立照葉小中学校の視察を行いました。

昨年、教育委員さん方が視察されました時と同様に、小中連携教育の説明、授業参観・施設見学等を行いました。小中連携教育の成果や課題、市内では見ることのできない施設一体型校舎の詳細を知る機会となり、碁田中学校区地域協議会として、とても参考になつたのではないかと感じております。

次回は、4月16日に第7回の協議会を開催予定でございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 小学校設置基準に関する意見の中で、「校舎及び運動場の位置や面積について、必要な最低の基準を定めているが、荷揚町小でも対応次第では運動場を確保できると考えてもよいのか。」というのは、どういう意味でしょうか。

次長兼 荷揚町小の運動場では、面積基準が不足することになりますが、

教育企画課長 中島小学校や住吉小学校の運動場を、第2グラウンドとして使うことになれば基準をクリアすることになります。

委員長 視察した後、委員さんの反応はいかがでしたでしょうか。

次長兼 今回の視察は、施設一体型の小中一貫教育校である福岡市の小中教育企画課長 学校を初めて覗きました。これまで併設型の賀来小中学校の視察、連携型の中島小学校の視察もされております。連携、一体、併設型の3つのパターンの小中一貫教育の現場をご覧いただきました。今回の福岡市の学校は、新しい学校でもございますので、新しい設備など、小中一貫教育の良さを実感していただき、大変参考になつたというご感想を頂いております。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項3点目「幼稚園教諭の事務従事について」ご報告申し上げます。

国におきましては、現在「子ども・子育て支援関連3法」に基づき、

幼児期の教育・保育の制度や給付の仕組み等が大きく変わり、行政窓口も市長部局に一元化される動きがございます。

教育企画課におきましては、子育て支援課と3法施行に向けたプロジェクトチームを構成し、幼児期における教育・保育の機会と質の確保等の課題について協議を重ねるとともに、新年度からは、幼稚園と保育所や小学校との連携に関し、実証的な教育研究を推進し、その研究成果を還元するため、新規事業「幼保小連携に係る研究推進事業」を開始することとしています。

こうした中、市立幼稚園の教育の現場と行政とが一体となった適切な対応が求められるところでございますことから、幼稚園の主任1名を教育企画課に配置し、当課の業務に従事させることいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

文化財課長 報告事項4点目「大分市伝統文化調査報告書の刊行について」ご報告申し上げます。

文化財課では、平成18年度から市内各地の主に昭和30年代の伝統文化の調査を行い、13冊の報告書にまとめました。当時の衣食住や生活様式、祭りなどを資料や聞き取り調査を行い、記録保存を目的に各300冊印刷し、市内の小中学校や公民館、図書館等に配布する予定でございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 他に何かありませんか。

次長兼 次回の教育委員会の日程の確認をお願いいたします。

教育総務課長 3月定例の教育委員会は、3月28日(金)午後1時～でお願

いいたします。

以上でございます。

委員長 他に何かありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 4 時 57 分 閉会)